

令和8年8月以降

70歳以上				
区 分		自己負担限度額		
		外来(個人ごと)		入院(個人ごと/70歳以上の世帯合算)
現役並み 所得者 3割負担	Ⅲ	課税所得額 690万円以上	270,300円 + (総医療費 - 901,000円) × 1% [140,100円]	
	Ⅱ	課税所得額 380万円以上	179,100円 + (総医療費 - 597,000円) × 1% [93,000円]	
	Ⅰ	課税所得額 145万円以上	85,800円 + (総医療費 - 286,000円) × 1% [44,400円]	
一般※1 2割負担			22,000円 (年間 21.6万円上限)	61,500円 [44,400円]
低所得者※2 2割負担 (市町村民税非課税世帯)		Ⅱ	11,000円 (年間 9.6万円上限)	25,700円
		Ⅰ	8,000円	15,700円

※1 現役並み所得者、低所得者のいずれにも該当しない方

※2 低所得者Ⅱは、市町村民税非課税世帯の方。低所得者Ⅰは市町村民税非課税世帯の方で各所得がいずれも0円の方になります。

※[]は多数該当の場合の自己負担限度額です。